

2014年9月8日

お客様各位

住友重機械工業株式会社
PTC事業部 営業推進部**高効率規制(トッランナー基準)に伴うトッランナーモータへの移行と
現行品機種に関して**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社製品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

首題の件、経済産業省から2013年11月1日付けにて、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が公布され、三相交流モータ並びにギヤモータが規制の対象となりました。

この「省エネ法」により2015年4月1日出荷分より「トッランナー基準」に適合したモータ並びにギヤモータの出荷が義務付けられることとなります。

つきましては、現在ご採用いただいております現モータ並びにギヤモータを「トッランナー基準」に適合した製品に切替えをお願いいたしたく、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

また、現モータ並びにギヤモータにつきましては、以下にて対応させていただきたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 規制対象品における主なシリーズの受注対応期日および出荷対応期日

シリーズ	受注対応期日	出荷対応期日
・プレストNEO	2014年12月15日	2015年3月31日
・アルタックスNEO		
・ハイポニック		
・サイクロ (トルクリミッター付き、架台付き モータプーリ、サイクロホイール 等のサイクロ応用製品含む)		
・ベベルバディボックス4シリーズ		
・ベベルバディボックス5シリーズ		
・ヘリカルバディボックス		
・ライタックス		
・0.75kW以上のモータ単体		
・バイエル、バイエル・サイクロ可変		

注1): お客様のご要望に対応させていただきますが、納期が一定期間に集中した場合は、受注制限をさせていただくこともございますので、早期に発注していただくようご検討お願いします。

注2): 標準納期表が90日以上機種は対象外とし、都度問い合わせ願います。

2. その他ご連絡

- ①. 主な規制除外機種(例: 特殊絶縁(H種)、防爆形モータ 等)は、上記対象外となります。

3. 規制対象の範囲(日本電機工業会発行のパンフレットより)

■特定機器の対象範囲

モータで消費される電力は、我が国の全消費電力量の約55%、産業用モータによる消費電力量は、産業部門の消費電力量の75%を占めると推定されます。そのため、より広範囲での高効率化を図ることが地球温暖化への環境対策の上でも重要であり、下表のモータがトップランナーモータの対象となります。

対 象 範 囲		主 な 除 外 機 種
単一速度三相かご形誘導電動機		①特殊絶縁 ②デルタスター始動方式 ③船用モータ ④液中モータ ⑤防爆形モータ ⑥ハイスリップモータ ⑦ゲートモータ ⑧キャンドモータ ⑨極低温環境下で使用するもの ⑩インバータ駆動専用設計で他力通風形のもの
出 力	0.75kW～375kW	
極 数	2極、4極、6極	
電 圧	1000V以下	
周波数	50Hz、60Hz及び50Hz/60Hz	
使用の種類	S1(連続定格)又は80%以上の負荷時間率を持つS3(反復使用)	

※詳細は「三相誘導電動機判断基準小委員会」のURL(*1)をご覧ください。

※トップランナーモータに係る問合せと回答(FAQ)については下記URLをご覧ください。
http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/top_runner/pdf/faq_motor.pdf

本件に関するお問い合わせは、販売窓口、もしくは、お客様相談センターにご照会ください。

住友重機械工業株式会社

PTC お客様相談センター

☎ 0120-42-3196

FAX03-6866-5160

以上